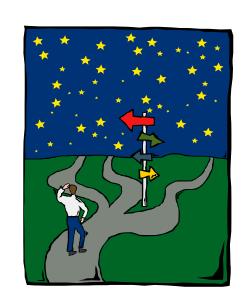




目次

- パート1
 - 社会保障・税の一体改革
- パート2
 - 医療計画見直しと在宅医療
- パート3
 - 2012年診療報酬改定と在宅医療支援病院・診療所
- /\(\cdot\)-\(\frac{4}{\cdot}\)
 - 2012年介護報酬改定と地域包括ケア
- パート5
 - 在宅終末期ケア連携
- パート6
 - 一 医療と介護の連携



パート1社会保障・税の一体改革



2025年へ向けて、医療・介護のグランドデザインの議論 社会保障制度改革国民会議(会長 清家慶応義塾大学学長) で始まった(2012年11月30日)

社会保障・税一体改革(8月10日)

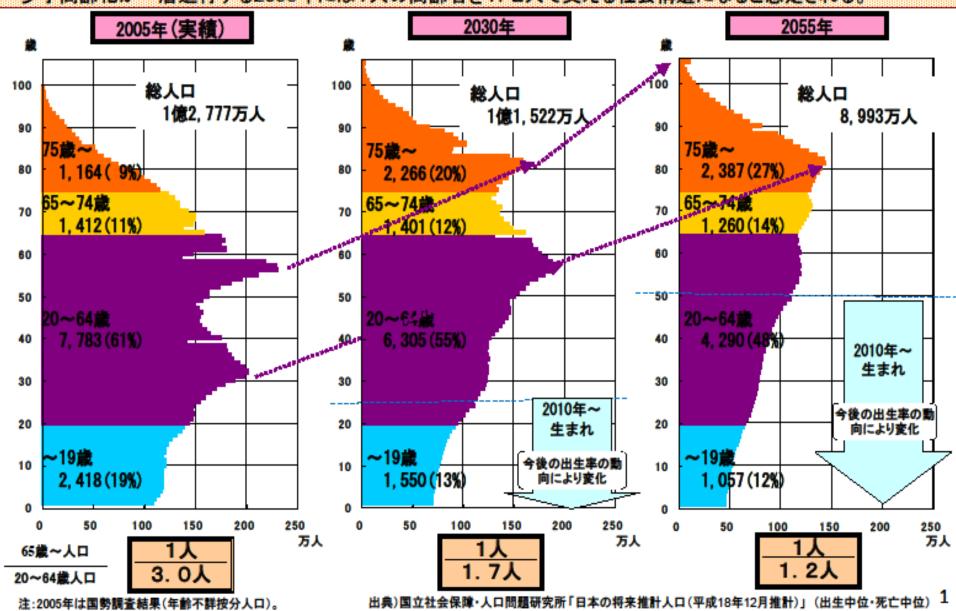
- 8月10日に社会保障と税の一体改革関連法案が参院本会議で賛成多数で可決さた。
- 現在5%の消費税率を14年に8%、15年に10%に引き上げることなどを盛り込んだ。
- その背景は・・・ 団塊世代の高齢化と、激増 する社会保障給付費問題



2012年8月10日、参議院を通過

人口ピラミッドの変化(2005, 2030, 2055)- 平成18年中位推計 -

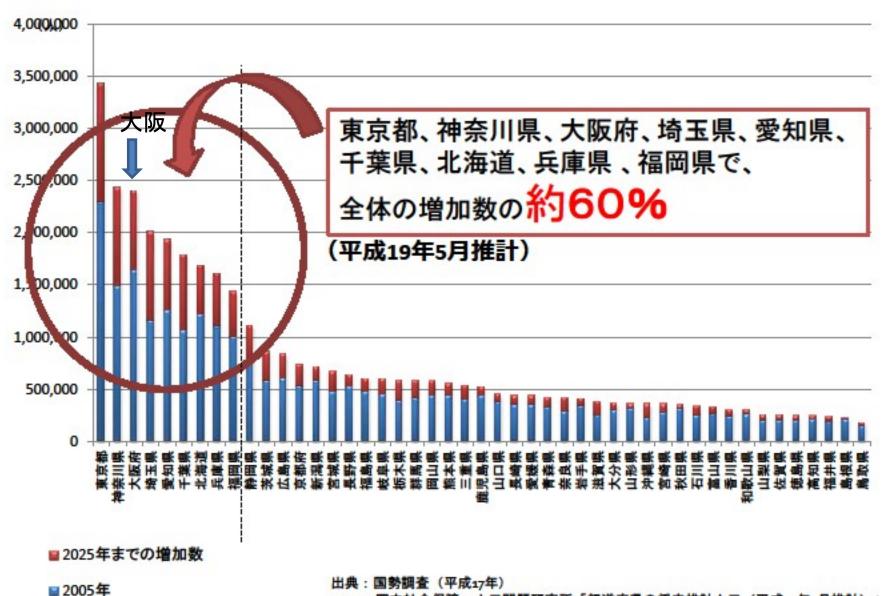
○ 我が国の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を3人で支えている社会構造になっており、 少子高齢化が一層進行する2055年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定される。



団塊の世代の少年時代は「3丁目の夕日」

ALWAYS HUSBER THREE TO PERSON

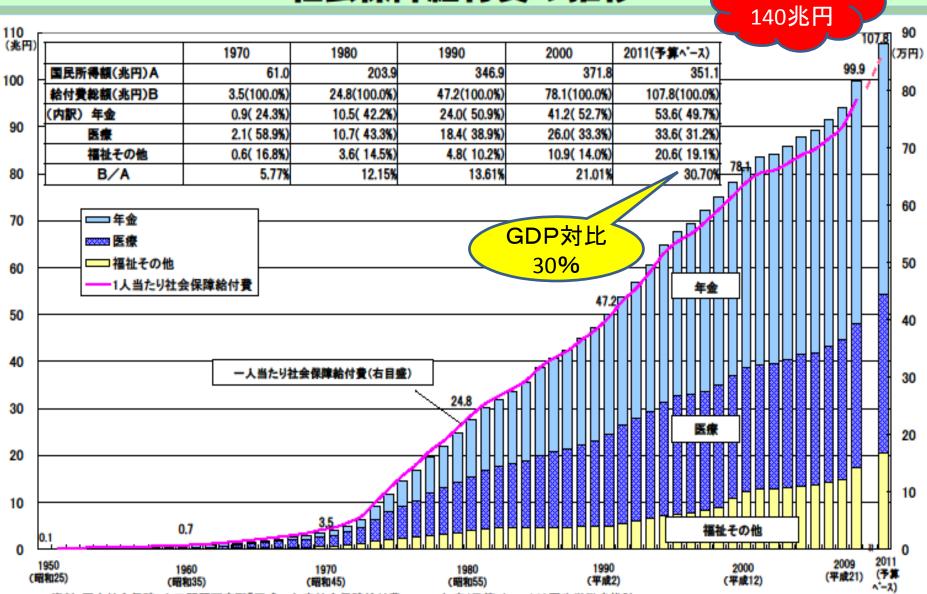
都道府県別高齢者人口(65歳以上)の増加数 (2005年 → 2025年)



国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口(平成19年5月推計)」

社会保障給付費の推移

2025年

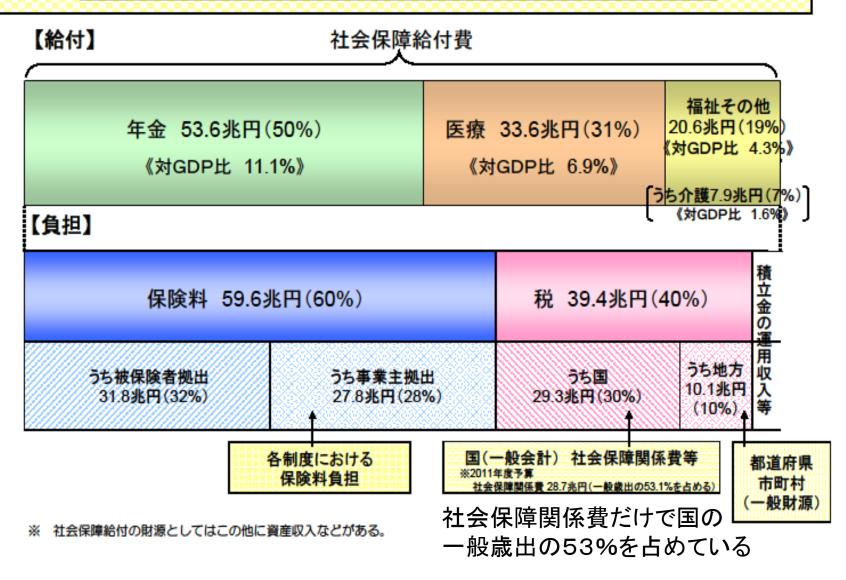


資料:国立社会保障・人口問題研究所「平成21年度社会保障給付費」、2011年度(予算ベース)は厚生労働省推計、 2011年度の国民所得額は平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日開議決定)

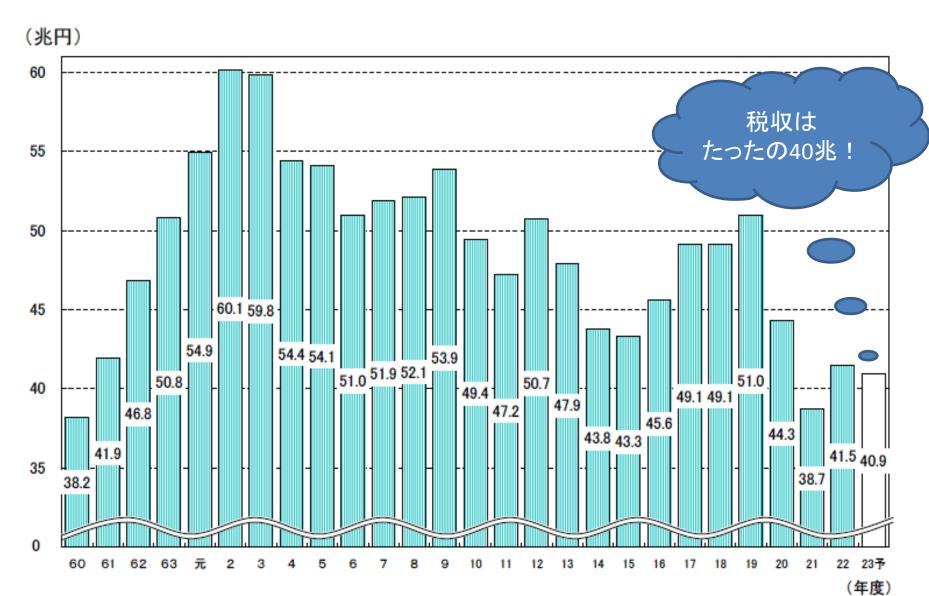
(注)図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2008並びに2011年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

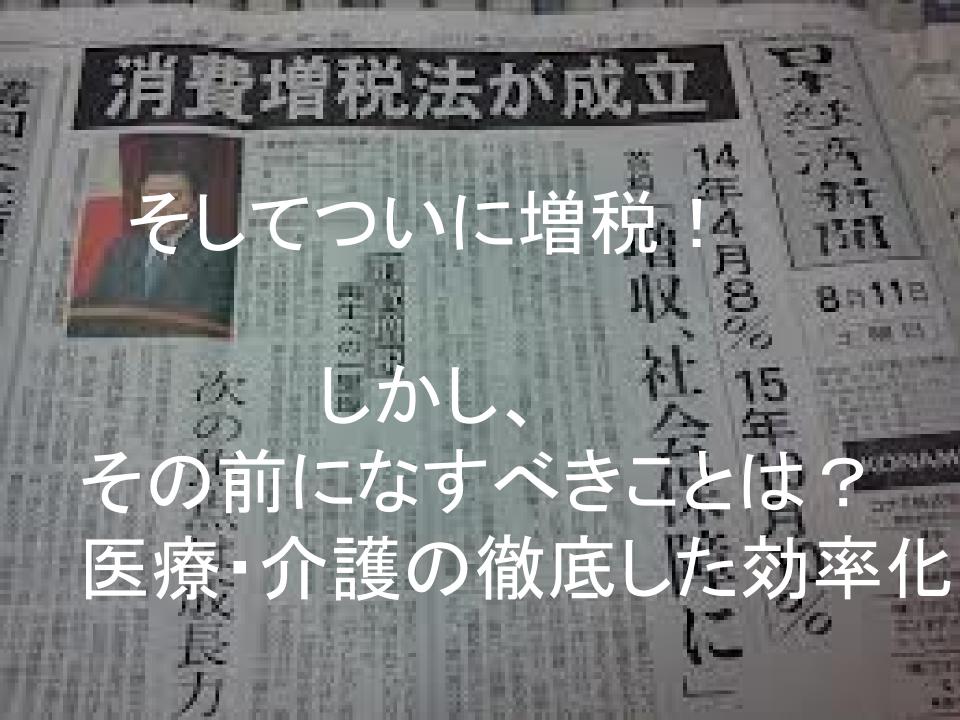
社会保障の給付と負担の現状(2011年度予算ベース)

<u>社会保障給付費(※) 2011年度(予算ベース) 107.8兆円 (対GDP比 22.3%)</u>



一般会計税収の推移





社会保障・税の一体改革

医療・介護サービス提供体制の見直し

【子ども・子育て】

潜在的な保育ニースにも対応した 保育所待機児童の解消

平成22(2010)年 〇平日昼間の保育サービス(銀可保育所等) 215万人

平成26(2014)年 241万人

(3歳未満児の保育サービス利用率) ○延長等の保育サービス

(75万人(23%)) (102万人(35%)) ※平成29年(2017年)には118万人(44%) 79万人 96万人

O認定こども関

病床数、平均在院日数

〇放課後児童クラブ

358か所(2009年) 2000か所以上

81万人 111万人

地域の子實で力の肉上

○地域子育で支援拠点事業

〇ファミリー・サポート・センター事業

平成22(2010)年 7100か所

平成26(2014)年 ⇒ 10000か所

(市町村単独分含む) 637市町村 ⇒ 950市町村

〇一時預かり事業

【高度急性期】

【一般急性期】

【亜急性期等】

延べ348万人(2008年) ⇒ 延べ3952万

【医療・介護】

【医療】

2011年度

107万床、19~20日程度

般病床

107万床

29万人

看護職員数 141万

在宅医療等(1日あたり) 17万人分

【介護】

利用者数

在宅介護

うち小規模多機能

グループホーム

居住系サービス

特定施設

うち定期巡回・随時対応型サービス

医師数

426万人

304万人分

5万人分

31万人分

15万人分

16万人分

449万人分(1.5倍)

40万人分(8.1倍)

15万人分(一)

61万人分(2.0倍)

24万人分(1.6倍)

37万人分(2.3倍)

131万人分(1.4倍)

介護施設 92万人分

特赛

老健(十介護療養)

48万人分(うちユニット12万人(26%)) 44万人分(うちユニット2万人(4%))

49万人分

介護職員 140万人

訪問看護(1日あたり) 29万人分 232万人から244万人

2025年度

22万床 15~16日程度

46万床9日程度

35万床 60日程度

機能分化し て103万床

32~34万人

195~205万人

29万人分

641万人(1.5倍)

介護予防・重度化予防により全体として3%減

入院の減少(介護への移行):14万人増

72万人分(1.5倍)(うちユニット51万人分(70%)

59万人分(1.3倍)(うちユニット29万人分(50%)

居住系施 設や外来・

在宅医療

は大幅増

11

「施設」から「地域」へ・「医療」から「介護」へ

社会保障・税一体改革素案が目指す医療・介護機能再編(将来像) | 鈴井下 両13

○ 患者ニーズに応じた病院・病床機能の役割分担や、医療機関間、医療と介護の間の連携強化を通じて、より効果的・効率的な医療・介護サービス 提供体制を構築。

【2011(H23)年】

一般病床 (107万床)

療養病床 (23万床)

介護療養病床

介護施設 (92万人分)

居住系サービス (31万人分)

在宅サービス

【取組の方向性】

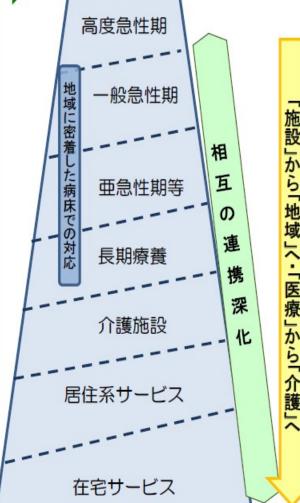
- 〇入院医療の機能分化・強化と連携
 - ・急性期への医療資源集中投入
 - ・亜急性期、慢性期医療の機能強化
- 〇地域包括ケア体制の整備
 - 在宅医療の充実
 - 看取りを含め在宅医療を担う診療所等 の機能強化
 - 訪問看護等の計画的整備
 - ・在宅介護の充実
 - ・居住系サービスの充実・施設ユニット化
 - ケアマネジメント機能の強化

2012年以降、診療報酬・介護報酬の体系 的見直し

基盤整備のための一括的法整備(2012年 目途法案化)

【患者・利用者の方々】

- ・病気になっても、職場や地域生活へ早期復帰
- 医療や介護が必要になっても、住み慣れた地 域での暮らしを継続



【2025(H37)年】

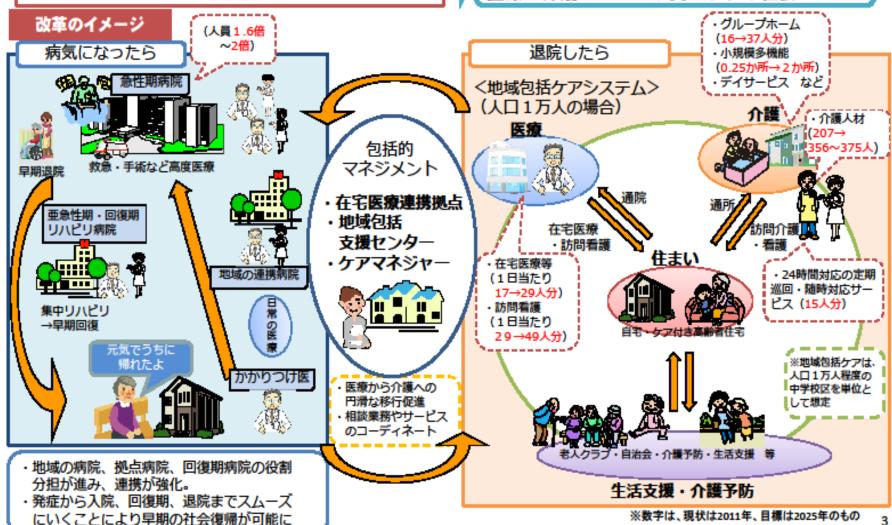
医療・介護の基盤整備・再編のための集中的・計画的な投資

改革の方向性 2

医療・介護サービス保障の強化

- 高度急性期への医療資源集中投入などの入院医療強化
- 在宅医療の充実、地域包括ケアシステムの構築

どこに住んでいても、その人にとって適切な 医療・介護サービスが受けられる社会へ



2012年は地域包括ケア元年

診療報酬における社会保障改革の実現に向けたスケジュール(粗いイメージ)

2012年 2014年 2016年 2018年 2020年 2022年 2024年 2025年

医

療

介

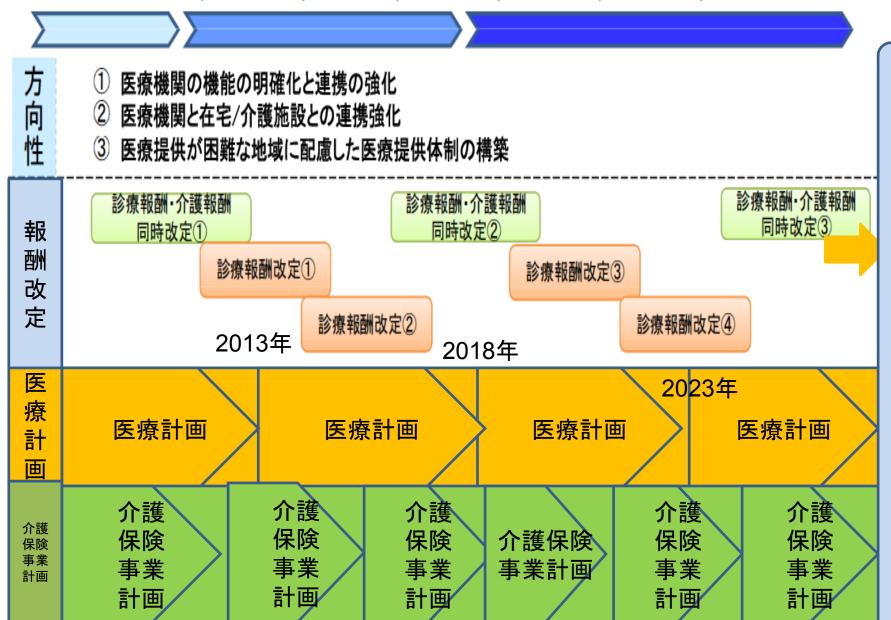
護

の

あ

る

き姿



パート2 医療計画の見直しと在宅医療



2006年6月第5次医療法改正 地域医療計画の見直し

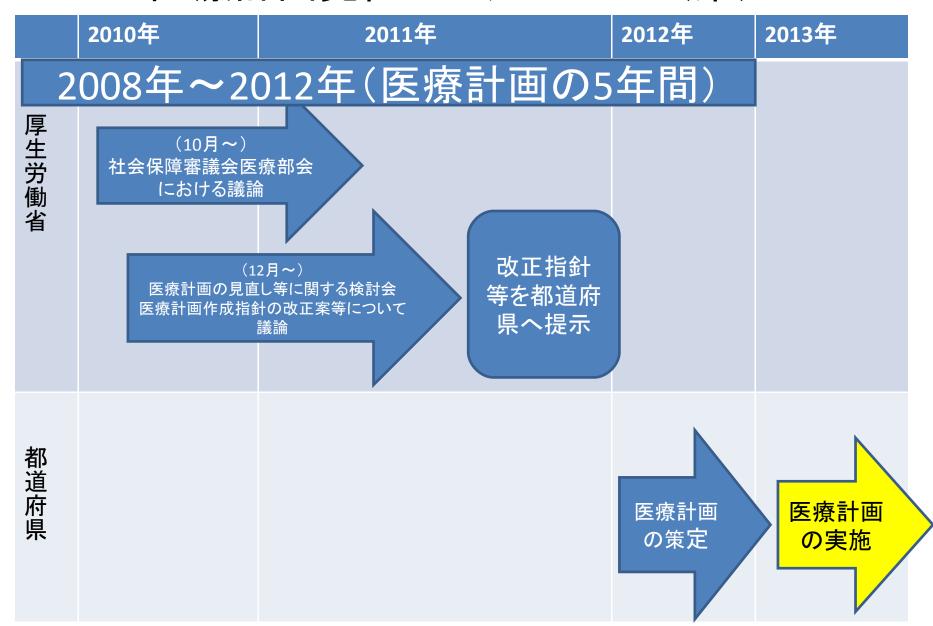
現行の医療計画~4疾患5事業~

- 4疾病
 - -①がん
 - ②脳卒中
 - -③急性心筋梗塞
 - ④糖尿病

- 5事業
 - -①救急医療
 - -②災害医療
 - ③へき地医療
 - ④ 周産期医療
 - -⑤小児医療

地域連携クリティカルパスが連携ツールとして 地域医療計画作成指針に採用

医療計画見直しスケジュール(案)



医療計画見直し等検討会

- 伊藤 伸一 日本医療法人協会副会長
- 尾形 裕也 九州大学大学院医学研究院教授
- 神野 正博 全日本病院協会副会長
- 齋藤 訓子 日本看護協会常任理事
- 末永 裕之 日本病院会副会長
- 鈴木 邦彦 日本医師会常任理事
- 池主 憲夫 日本歯科医師会常務理事
- 中沢 明紀 神奈川県保健福祉局保健医療部長
- 長瀬 輝諠 日本精神科病院協会副会長
- 伏見 清秀 東京医科歯科大学大学院教授
- 布施 光彦 健康保険組合連合会副会長
- 〇武藤 正樹 国際医療福祉大学大学 院教授
- 山本 信夫 日本薬剤師会副会長
- 吉田 茂昭 青森県立中央病院長



第1回検討会 2010年12月17日

4疾患5事業の見直しの方向性

- 4疾病
 - -①がん
 - ②脳卒中
 - ③急性心筋梗塞
 - ④糖尿病
 - ⑤精神疾患

2次医療圏見直し

- 5事業
 - -①救急医療
 - -②災害医療
 - ③へき地医療
 - 4 周産期医療
 - -⑤小児医療
 - -*在宅医療構築 に係わる指針を 別途通知する

在宅医療に係わる医療体制の充実・強化



「医療計画の見直しについて」 ∼「在宅医療の体制構築に係る指針」のポイント∼

〇在宅医療に係る医療体制の充実・強化について

⇒ 医療連携体制の中で在宅医療を担う医療機関等の役割を充実・強化するため、医療計画に定める他の疾病・事業 と同様に「在宅医療の体制構築に係る指針」を示し、介護保険事業(支援)計画との連携を考慮しつつ、都道府県が 達成すべき目標や施策等を記載することにより、医療計画の実効性が高まるよう促す。

<u>〇在宅医療に係る圏域の設定について</u>

⇒ 在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく異なることを勘案し、従来の 二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制(重症例を除く)や医療と介護の連携体制の構築が図られる よう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

〇疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進について

- ⇒疾病・事業ごとに効率的・効果的な医療体制を構築するためには、医療計画の実行性を高める必要があり、 そのため、
 - ・まず、全都道府県で入手可能な指標等を指針に位置づけ、都道府県がその指標を用いて現状を把握すること
 - ・さらに、把握した現状を基に課題を抽出し、課題を解決するに当たっての数値目標を設定し、その目標を達成する ための施策・事業を策定すること
 - ・また、定期的な評価を行う組織(医療審議会等)や時期(1年毎等)を明記し、施策・事業の進捗状況等の評価を行うとともに、必要に応じて施策・事業を見直すこと
 - ・最後に、これらの情報を住民等に公開すること

といったプロセスを「医療計画作成指針」に明示した。

「在宅医療指針」

- 国立長寿医療研究センターが中心になって 取りまとめた「在宅医療体制構築に係る指針 案」を参考にする方針。
 - 24時間365日、患者の生活の視点に立った多職 種連携医療の確保
 - 看取りまで行える医療のための連携体制
 - 認知症の在宅医療の推進
 - 介護との連携―などの観点から、各都道府県が 地域の実情に合わせて計画を策定すべき

パート3 2012年診療報酬改定と 在宅療養支援病院・診療所



2月10日中医協答申

2012年診療報酬改定基本方針

- 社会保障審議会医療部会 医療保険部会 (12月1日)
- 2つの重点課題と4つの視点
- 2つの重点課題
 - ①急性期医療の適切な提供に向けた病院勤務 医等の負担の大きな<u>医療従事者の負担軽減</u>
 - ②<u>医療と介護の役割分担</u>の明確化と地域における連携体制の強化の推進および地域生活を支える<u>在宅医療などの充実</u>

在宅療養支援診療所•病院



06年在宅療養支援診療所の新設

特養、有料老人 ホーム、ケアハウスの 入居者で末期がんの患者に 対する訪問診療料が算定できる



特養 有料老人 ホームなど

死亡前24時間以内に 訪問して患者を看取れば 1万点

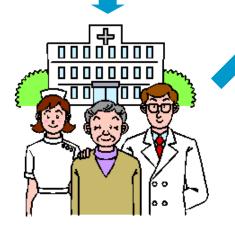


B診療所 (連携先) 往診料や訪問 診察料に高い 加算

A診療所

在宅療養支援

診療所

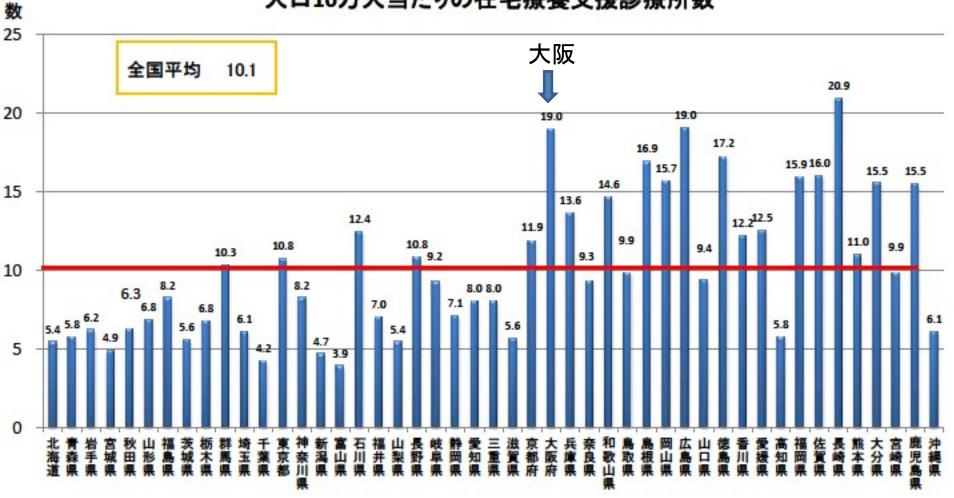


A診療所と連携している B診療所(またはC病院) がA診療所の代行で訪問 診療を行えば、在宅療養 支援診療所なみの高い診療 点数を算定できる



人口10万人当たりの都道府県別在宅療養支援診療所数





在宅療養支援病院の規制緩和 (2010年診療報酬改定)

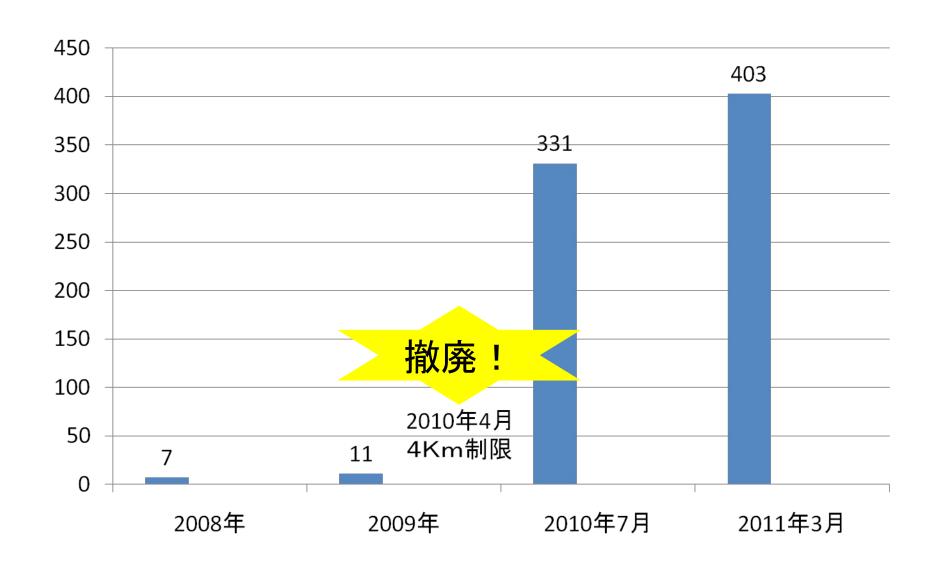
• 2008年診療報酬改定

- 在宅療養支援病院の要件は「半径4km以内に診療所が存在しないもの」とされていたので、僻地等地域において在宅療養を提供する診療所がない地域のみに限定されていた
- このため届け出は11病院に限定

• 2010年診療報酬改定

- 4Km要件が撤廃され、しかも200床以下の病院 で取得が可能となった
- この要件撤廃の影響により在宅療養支援病院が 急増

在宅療養支援病院数の推移



医療法人財団厚生会古川橋病院 東京都で第1号の在宅療養支援病院

- 在宅療養支援病院 港区南麻布2丁目
 - 一般病床 49床
 - 介護老人保健施設 40床
 - 介護予防機能訓練施設 20名
 - 居宅介護支援事業所
 - 健診センター

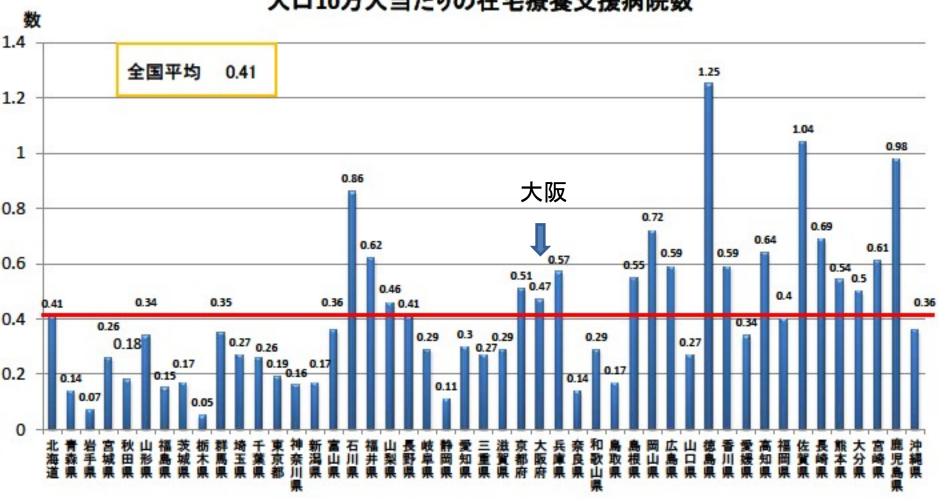


鈴木先生



人口10万人当たりの都道府県別在宅療養支援病院数



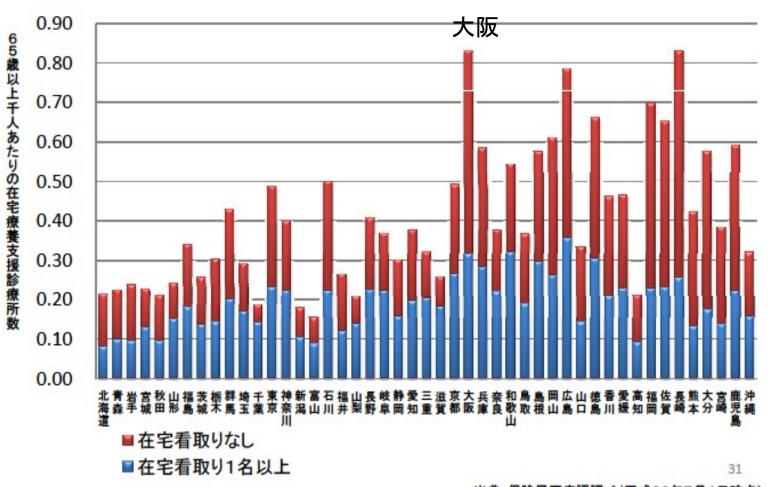


在宅療養支援診療所・病院の課題と対策

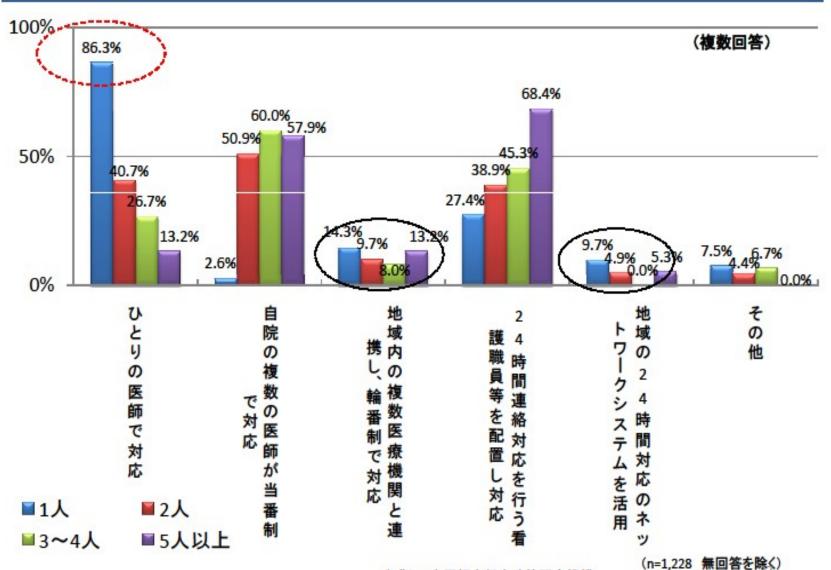
少ない在宅看取りと

機能強化型在宅療養支援診療所・病院

在宅療養支援診療所数(65歳以上千人あたり) <都道府県別分布>



在宅療養支援診療所における緊急時の連絡体制(複数回答)



出典)日本医師会総合政策研究機構

「在宅医療の提供と連携に関する実態調査」在宅療養支援診療所調査

機能強化した在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院等への評価(2012年診療報酬改定)

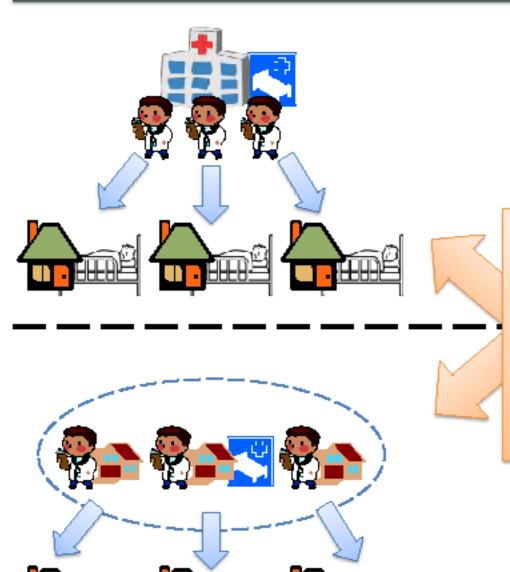
- ①従前の在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の要件に以下を追加する。
 - イ 所属する常勤医師3名以上
 - -ロ 過去1年間の緊急の往診実績5件以上
 - ハ 過去1年間の看取り実績2件以上

機能強化型 在宅療養支援診療所 在宅療養支援病院

機能強化した在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院等への評価

- ②複数の医療機関が連携して①の要件を満たすことも可とするが、連携する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - イ 患者からの緊急時の連絡先の一元化を行う
 - ロ 患者の診療情報の共有を図るため、連携医療機関間で月1回以上の定期的なカンファレンスを実施
 - ハ 連携する医療機関数は10未満
 - -二 病院が連携に入る場合は200床未満の病院 に限る

機能を強化した在宅療養支援診療所/病院のイメージ(改定後)



- ・3名以上の医師が所属する診療所が 在宅医療を行う場合
- ・複数の診療所がグループを組んで在 宅医療を行う場合をともに評価。
- さらに、ベッドを有する場合を高く評価。

	従来型の在支診・在支病	強化型在支診•在支病
〇往診料		
緊急加算	650点	750点(病床有850点)
夜間加算	1,300点	1,500点(病床有1,700点)
深夜加算	2,300点	2,500点(病床有2,700点)
〇在宅時医学総合管理料		
処方せん有	4,200点	4,600点(病床有5,000点)
処方せん無	4,500点	4,900点(病床有5,300点)
〇特定施設入居時等医学総 合管理料		
処方せん有	3,000点	3,300点(病床有3,600点)
処方せん無	3,300点	3,600点(病床有3,900点)
〇在宅ターミナル加算		
ターミナルケア加算	4,000点	5,000点(病床有6,000点)
看取り加算	3,000点	3,000点(病床有3,000点)
〇在宅がん医療総合診療料		
処方せん有	1,495点	1,650点(病床有1,800点)
処方せん無	1,685点	1,850点(病床有2,000点)

在宅医療に係る医療機関の機能の整理

	在宅療養支援診療所 /病院 (診療報酬)	在宅医療において積極的役割を担う医療機関 (医療計画) ※在宅療養支援病院/診療所の中から 位置づけられることを想定	地域医療支援病院 (医療法)
在宅医療提供に係る役割	・単独又は連携により、2 4時間体制で在宅医療を 提供	・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供・夜間や急変時の対応等、他の医療機関の支援・災害時に備えた体制構築	・自らの在宅医療提供は必須ではない
在宅療養患者 の入院に係る役 割	・入院機能を有する場合には、 緊急時に在宅での療養を 行っている患者が入院できる 病床を常に確保	・入院機能を有する場合には、 急変時受け入れやレスパイト などを行う	・地域の医療機関において 対応困難な重症例の受け 入れ
多職種連携に係る役割	医療法に在宅医療に係る医療機関を書き込む!	・ <u>現場での</u> 多職種連携の支援 ・在宅医療・介護提供者への 研修の実施	※ 医療法では、在宅医療の 提供の推進に関する支援として、・在宅医療提供事業者の連携の緊密化のための支援・患者や地域の医療提供施設への在宅医療提供事業者に 関する情報提供

(参考)在宅医规定房拠点

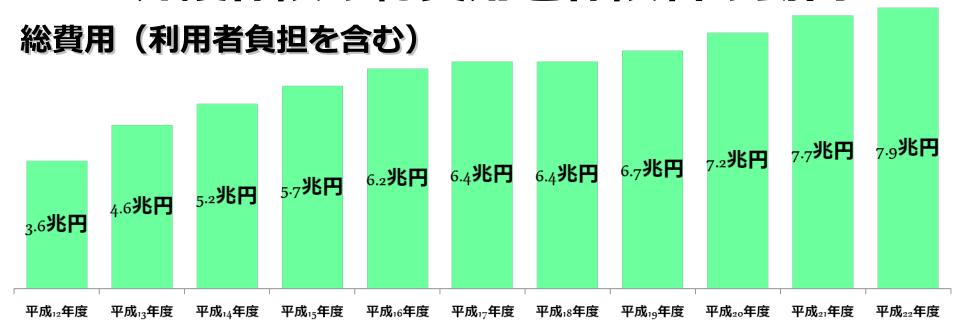
- ・地域において多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を担う。
- ・地域の実情に応じて、市町村、地域医師会等、自ら在宅医療を提供しない主体も拠点となりうる。
- ・標準的な規模の市町村の人口(7~10万人程度)につき1カ所程度を目途に設置されることを想定。

パート4 2012年介護報酬改定と 地域包括ケア



社会保障審議会 · 介護給付費分科会

介護保険の総費用と保険料の動向



(注) 平成12年度~平成19年度は実績、平成20年度は補正後予算、平成21年度(介護報酬改定+3.0%)、平成22年度は当初予算

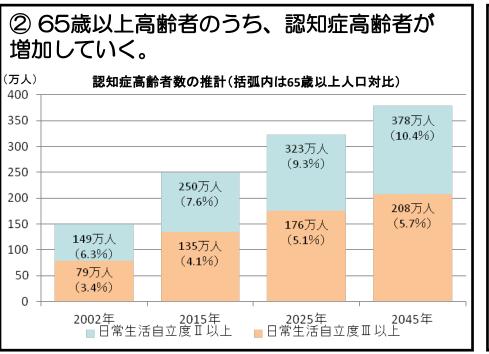
65歳以上が支払う保険料〔全国平均(加重平均)基準月額〕

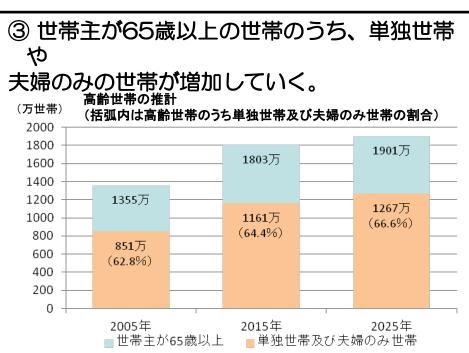


今後の介護保険を取り巻く状況について

① 75以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

	2008年	2015年	2025年	2055年
75歳以上高齢者の割合	10.4%	13.1%	18. 2%	26. 5%





④ 首都圏をはじめとする都市部において、今後急速に高齢化が進む。

	埼玉県	千葉県	神奈川県	秋田県	山形県	鹿児島県
2005年時点での高齢者人口	116万人	106万人	149万人	31万人	31万人	44万人
2015年時点での高齢者人口 (括弧内は増加率)	179万人 (+55%)	160万人 (+50%)	218万人 (+47%)	34万人 (+11%)	34万人 (+10%)	48万人 (+10%)

2012年介護報酬改定の 基本方針

地域包括ケアシステム

2012年介護報酬改定の基本方針

- 1 地域包括ケアシステムの基盤評価
 - ①高齢者の自立支援に重点を置いた在宅・居住系サービス
 - ②要介護度が高い高齢者や医療ニーズの高齢者に対応した在宅・ 居宅系サービスの提供
- 2 医療と介護の役割分担・連携強化
 - ①在宅生活時の医療機能の強化へ向けた、新サービスの創設及び 訪問看護、リハビリステーションの充実並びに看取りへの退行強化
 - ②介護施設における医療ニーズへの対応
 - ③入退院時における医療機関と介護サービス事業者との連携促進
- 認知症にふさわしいサービスの提供
- 質の高い介護サービスの確保

地域包括ケアシステムについて

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への 包括的な支援(地域包括ケア)を推進

【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、<u>次の5つの視点での取組みが包括的</u>(利用者のニーズに応じた①~⑤の適切な 組み合わせによるサービス提供)、<u>継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われることが</u> 必須。

①医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施

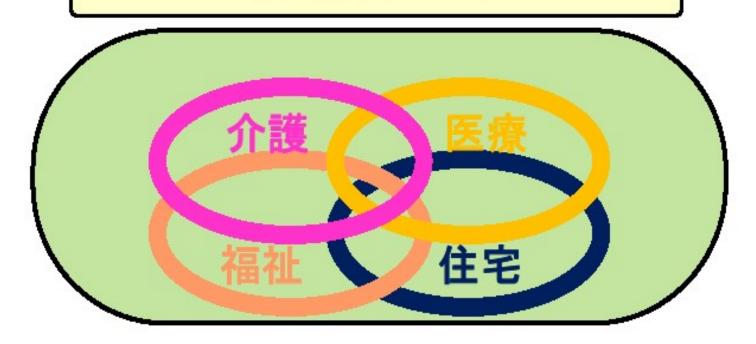
②介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

③ 予防の推進

- できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進
- ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
 - ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や 財産管理などの権利擁護サービス)サービスを推進
- ⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備(国交省と連携)
 - ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高専賃を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ
- ※「地域包括ケアシステム」は、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制と定義する。その際、地域包括ケア圏域については、「おおむね30分以内に駆けつけられる圏域」を理想的な圏域として定義し、具体的には、中学校区を基本とする。 (「地域包括ケア研究会報告書」より)

地域包括ケアシステム



【地域包括ケアの四つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、<u>次の4つの視点での取組みが包括的</u>(利用者のニーズに応じた①~④の適切な組み合わせによるサービス提供)、 <u>継続的</u>(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)<u>に行われることが必須。</u>

①医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化。
- ②介護サービスの充実強化
- ・特養などの介護拠点の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)
- ・24時間対応の在宅サービスの強化
- ③見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- 一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス)サービスを推進。
- ④高齢期になっても住み続けることのできるパリアフリーの高齢者住宅の整備(国交省)
- ・高齢者専用賃貸住宅と生活支援拠点の一体的整備
- 持ち家のパリアフリー化の推進

地域包括ケアシステムのイメージ

認知症患者へのサービス 複合型サービス 小規模多機能型居宅介護 (訪問看護と組み合わせた 複合型サービスを含む) グループホーム





定期巡回•随時対応型 訪問介護看護



在宅療養支援病院



在宅療養支援診療所



介護保険施設



サービス付高齢者向け住宅などの住まい

NPO, 住民参加、企業 、自治体など

日経ヘルスケア2012年1月号より著者改変

地域包括ケアシステムを支える3つの新規サービス

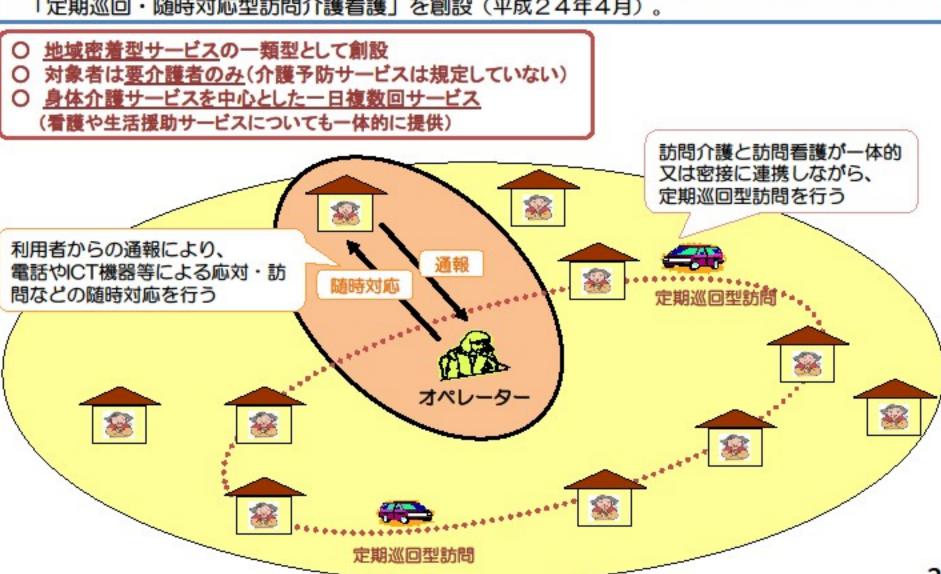
- ①定期巡回 随時対応型訪問介護看護
 - 改正介護保険法(2011年6月)
- ②複合型サービス
- 介護給付費分科会(2011年5月)
- ・③サービス付高齢者向け住宅
- 改正高齢者住まい法(2011年10月)

①定期巡回•随時対応型 訪問介護看護

改正介護保険法(2011年6月)

I 制度概要について

○ 重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設(平成24年4月)。



24時間対応型訪問介護サービス例

- 随時訪問の代表例(複数回答)
 - 1ベッドや車椅子からのずり落ち(46%)
 - ②オムツ交換・トイレ介助(4 6%)
 - ③トイレやお風呂で転倒(26 . 9%)
 - ④体調が悪い(11.5%)
 - ⑤何となく不安(7.7%)



・ 平成21年度世田谷区24時間随時訪問サービス当評価研究事業報告書

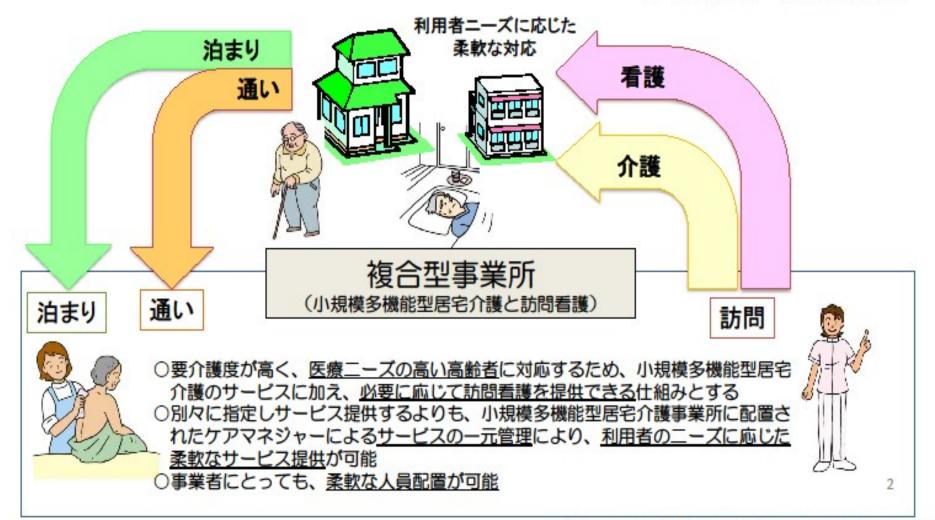
②複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と 訪問看護との組み合わせサービス 介護給付費分科会(2011年5月)

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスの概要 (イメージ図)

○ 今般、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図る。

※ 地域密着型サービスとして位置づけ



③サービス付高齢者向け住宅

改正高齢者住まい法(2011年10月)

■ 改正前

高齢者向け賃貸住宅 (賃貸借方式)

高齢者円滑入居賃貸住宅(高円賃)

※高齢者であることを理由に入居を拒まない 賃貸住宅(登録基準を満たすもの)

高齢者専用賃貸住宅(高専賃)

※高円賃のうち専ら高齢者やその配偶者を賃借 人とする賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)

※バリアフリー、緊急時対応サービス利用可などの認定基準を満たした賃貸住宅

有料老人ホーム (利用権方式が多い)

有料老人ホーム

※老人福祉法に規定された高齢者向けの生活施設で、老人福祉施設ではないもの

■ 改正後 (2011年10月20日から)

サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅に一本化(高円賃、高専賃、高優賃を廃止)

※地方公共団体による高齢者向けの優良な賃貸 住宅制度は存置

> サービス付き高齢者向け住宅の 登録を受けた有料老人ホーム

> サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けない有料老人ホーム

※ 国土交通省の資料

入居者

サービス付き高齢者向け住宅の登録基準

①単身高齢者世帯

- 〇「高齢者」・・・60歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている者
- ②高齢者+同居者 (配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護・要支援認定を受けている親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者)
- 〇各居住部分の床面積は、原則25㎡以上。※

(ただし、居間、食堂、台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は18㎡以上。)

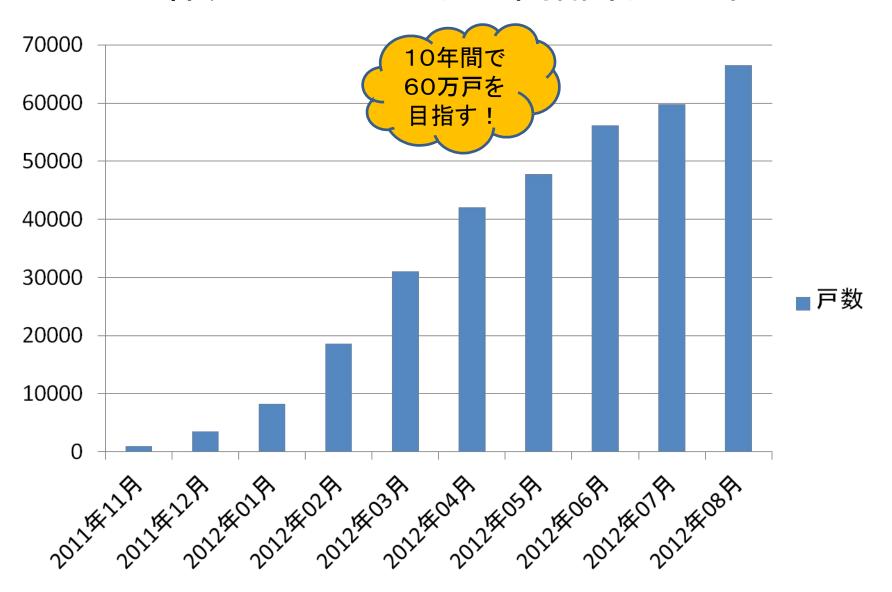
- 〇各居住部分に、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えたものであること。※
- (ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備または浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、各戸に台所、収納設備または浴室を備えずとも可。)
- 〇バリアフリー構造であること。(段差のない床、手すりの設置、廊下幅の確保)※
- ○少なくとも状況把握(安否確認)サービス、生活相談サービスを提供
- ・社会福祉法人、医療法人、指定居宅サービス事業所等の職員または医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、 介護支援専門員、ヘルパー2級以上の資格を有する者が少なくとも日中常駐し、サービスを提供する。※
- ・常駐しない時間帯は、緊急通報システムにより対応。※
- ○書面による契約であること。
- 〇居住部分が明示された契約であること。
- ○権利金その他の金銭を受領しない契約であること。(敷金、家賃・サービス費および家賃・サービス費の前払金 のみ徴収可。)
- 〇入居者が入院したことまたは入居者の心身の状況が変化したことを理由として※、入居者の同意を得ずに居住部 分の変更や契約解除を行わないこと。
- 〇サービス付き高齢者向け住宅の工事完了前に、敷金及び家賃等の前払金を受領しないものであること。

r家賃等の前払金の算定の基礎、返還債務の金額の算定方法が明示されていること。

入居後3月※以内に、契約を解除、または入居者が死亡したことにより契約が終了した場合、(契約解 除までの日数×日割計算した家賃等)※を除き、家賃等の前払金を返還すること。

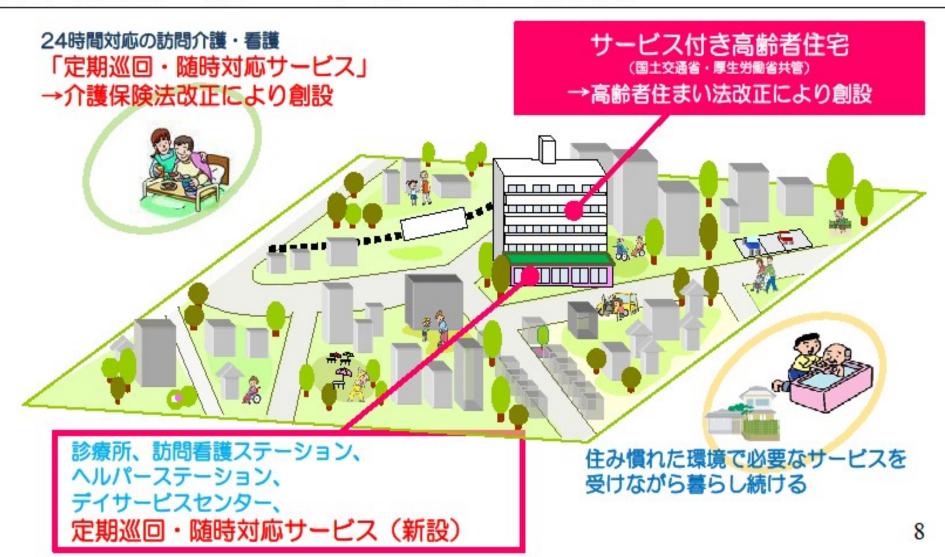
- √返還債務を負うこととなる場合に備えて、家賃等の前払金に対し、必要な保全措置※が講じられている はする場場の前払 とと。
- ○基本角針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものであること。※

急増するサービス付き高齢者向け住宅



サービス付き高齢者住宅と介護保険の連携イメージ

日常生活や介護に不安を抱く「高齢単身・夫婦のみ世帯」が、特別養護老人ホームなどの施設への入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、新たに創設される「サービス付き高齢者住宅」 (高齢者住まい法:国土交通省・厚生労働省共管)に、24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」(介護保険法:厚生労働省)などの介護サービスを組み合わせた仕組みの普及を図る。



21世紀長屋モデル

- 高齢者の新しい暮らし のデザインは、『長屋モ デル』
- 最新式のIT設備や医療・介護の緊急通報サービスや見守り、生活支援サービスと、旧来の古き良き長屋生活をマッチさせた新しいデザインが必要



• 江戸時代の長屋

在宅サービスに対応した住宅とは?

在宅サービスに対応した住宅

高齢者の健康状態の変化に対応し、訪問医療・介護サービスを利用しながら、住み慣れた地域で住み続けられる住宅

(1)在宅サービス(訪問・通所)を受けやすい工夫

(1)訪問サービスが入りやすい工夫

②通所サービスに行きやすい工夫

* プライバシーの確保/セキュリティの確保/近隣住民への配慮の視点

(2) 要介護高齢者の身体状況に

〇介**配慮する王夫**すい工夫

(排泄・入浴、住宅・敷地内の移動)

- 〇バリアフリー対応
- ○視覚・聴覚機能の変化への対応
- 〇ヒートショック現象への対応

(3)家族間のプライバシーを 確保する工夫

- 〇家族がいる場合
 - ①生活空間の配置の工夫
 - ②要介護高齢者の見守りとプライバシー の確保の双方に配慮した工夫

要介護時の対応をあらかじめ想定し、<u>住宅のプランニングに組み込んでおき</u>、高齢者の健康状態・ステージに応じて、改修等を通じて対応する

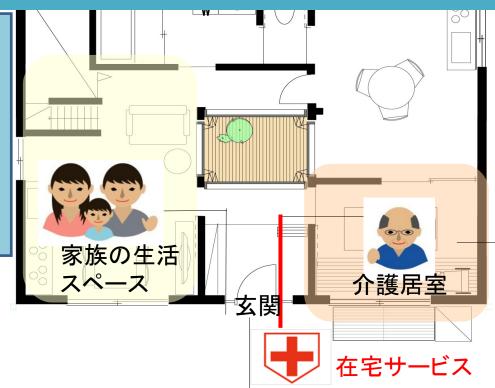
(1) 在宅サービス(訪問・通所)を受けやすい工夫

訪問サービスが入りやすいように、プランを工夫

将来介護居室になる居室は、玄関の近い場所に配置し、サービス提供者が家族の居室に入らなくてもよくするなどの工夫をする

通所サービスに行き やすい工夫

住宅から送迎車まで、つえ使用や介助車 椅子での移動を想定し、住宅内のみならず、敷地内をバリアフリー化する



夜 | 対関ポーチの階段:車椅子ティッスが入ることも想定し、

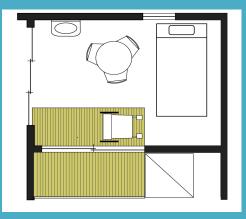
出入口を工夫

夜間の訪問サービス提供時は、サービス提供 鍵の開閉を行うため鍵の取り扱いを工夫する (玄関外にキーボックスの設置等) 将来介護居室になる居 室は、サービス提供し やすい工夫

提供するサービスに 必要な機器等が搬入 できるような工夫が

サービス提供者が利用する給湯・洗面機能を設置する

*新築時には配管のみ用意



コンセントの差し込み口数や抜き差ししやすい位置に配慮する



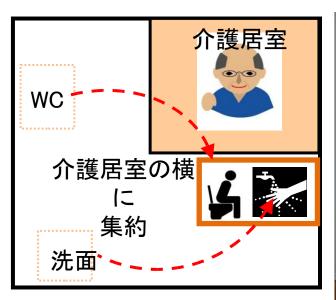


(2) 要介護高齢者の身体状況に配慮する工夫

●トイレ・洗面の工夫

高齢者の居室の近くに水回りを一体的に配置する

要介護高齢者がトイレに行ける工夫として、介護居室になる居室の近くにトイレや洗面所を集約させる





設備をつくりこみすぎずに、健康状態の変化に合わせて、福祉機器等を 付加させる

サポート必要度が低い時

- 将来、手すりがつけられるような壁の仕様にしておく
- ・出入口、室内の段差解消 等

健康状態の変化

サポート必要度が高くなったら

•身体機能の低下に併せて福祉機器を付加させる





●浴室の工夫

便器での立ち座りが難しい場合、便座が上下し、立ち上がりを補助

選択肢を活用しながら、サポートを受けて入浴させる

- 〇入浴は「通所サービスの利用」「訪問入浴サービスの利用」「自宅の - 浴室を使用」の選択肢がある

〇自宅の浴室を使用する場合は、浴室の仕様をユニバーサルデザイン対応にすると共に、高齢者の要介護度に併せて、福祉機器を付加させる



(3)家族間のプライバシーを確保する工夫

機器を活用しながら、家族の負担を軽減させるため、機器を活用して見守る

- ・家族がいる場合、要介護高齢者の見守りとプライバシーの確保の双方に配慮した工夫が必要である
- ・家族の見守りを補完するため、機器を活用することも 考えられる

介護居室に同室の就寝者がいる場合は、同室就寝者のプライバシーに配慮 する

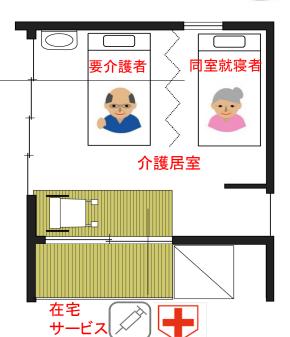
・介護居室に同室の就寝者がいる場合、夜間の訪問 サービスが入ることを想定し、同室の就寝者の睡眠、 プライバシーへの配慮が必要



アコーデオンカーテン等で介 護居室と同室就寝者の 寝室を空間的に隔てる







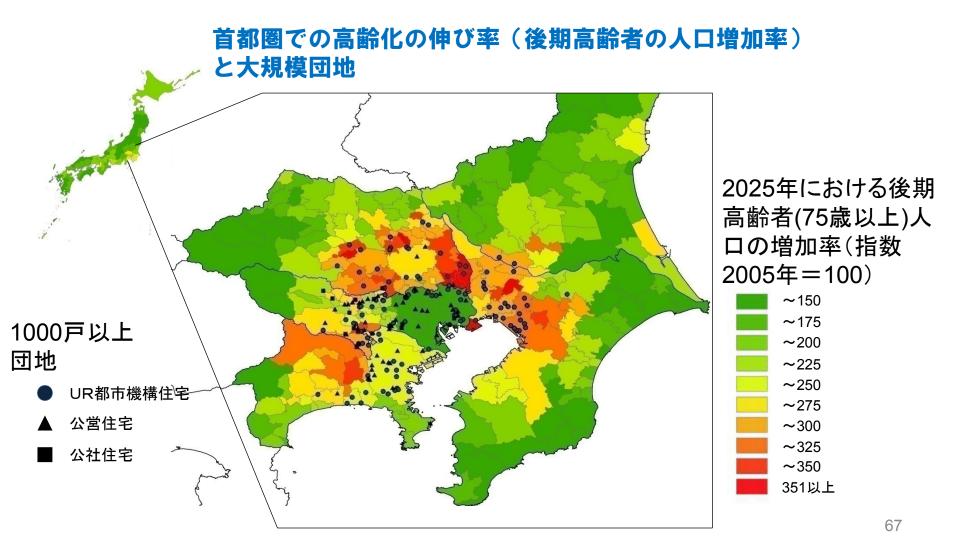
夜間訪問サービスが入った際、同室就寝者を起こさないようにスポットライト、フットライトを使用





高齢化の進展と大規模団地の関係

- ・今後高齢化が急速に進展するのは大都市近郊地域。
- ・当該地域は、公的賃貸住宅団地の立地と重複する(高度経済成長期での大都市への人口流入に対応した大規模団地の立地)



生活支援サービス付き高齢者専用賃貸住宅の事例

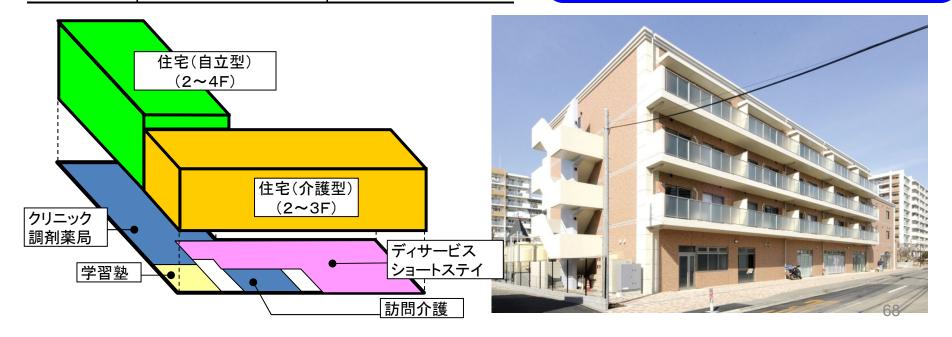
ココファン日吉(神奈川県横浜市) 平成22年3月開設

■土地をURより賃借して高齢者専用賃貸住宅と介護事業所を一体的に整備。 学習塾も併設し、高齢者と子供、地域住民の多世代交流の促進もめざす。

	自立型	介護型
戸数	24戸	57戸
住戸面積	35.65∼70.41 m ²	18.06 ∼ 22.96m ²
家賃	105,000~188,000円	75,000~79,000円
共益費	4,600~7,500円	20,000円
サービス費	26,250~32,550円	32,550円

併設事業所等:

訪問介護、通所介護、短期入所 居宅介護支援 学習塾 (事業者グループ会社の経営) テナント: クリニック、調剤薬局



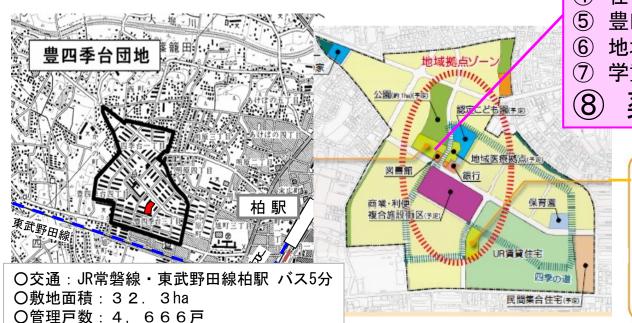
公的賃貸住宅団地における高齢者向け住宅・医療・福祉拠点の整備

豊四季台地区における長寿社会対応のまちづくり

柏市の豊四季台団地を含む豊四季台地区において**東大(高齢社会総合研究機構)** 柏市一都市機構が共同で、当該地区での将来に向けたまちづくりを、住民や医療・ 介護の関係者と一緒になって考え実行する「モデルプロジェクト」を計画し、 サービス付き高齢者向け住宅や福祉施設等を整備。

【高齢者向け住宅や医療∙介護拠点 ■事業予定地 千葉県柏市豊四季台

- サービス付き高齢者向け住宅
- 訪問看護ステーション
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 在宅療養支援診療所
- 豊四季台地域の主治医診療所
- 地域包括支援センター
- 学童保育施設
- 薬局 (8)



平成24年度~平成25年度

施設の概要『柏こひつじ園

- 特別養護老人ホーム (定員 90 名)
- ■併設ショートステイ
- (定員 10 名) ■認知症対応型共同生活介護
- (定員 9 名)
- ■老人デイサービスセンター (定員 20 名)

模: RC造 地上6階 地下1階

■予定事業期間

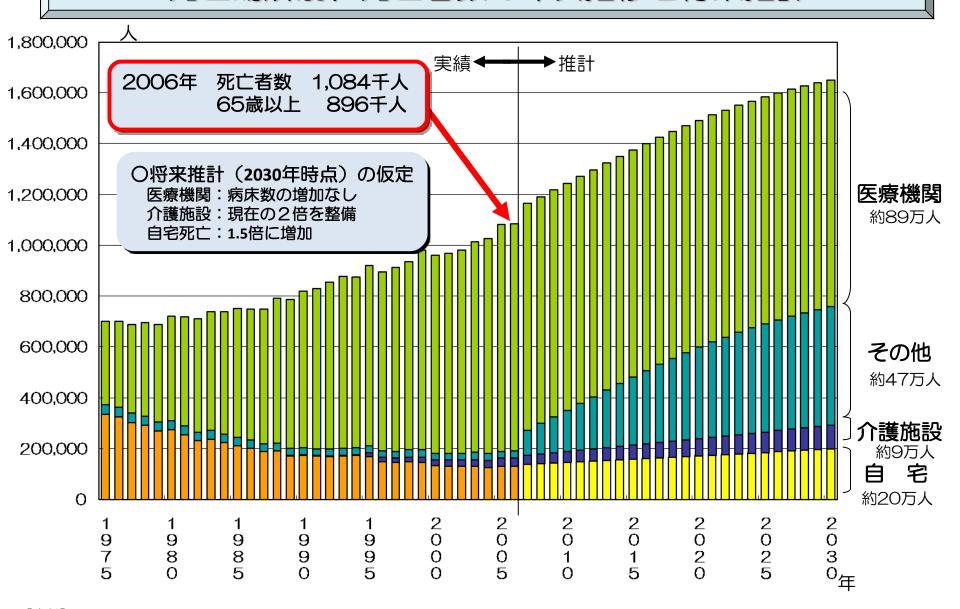
■豊四季台地区における長寿社会対応のまちづくり

柏市の豊四季台団地を含む豊四季台地区において東大(高齢社会総合研究機構) — 柏市-都市機構は共同で、当該地区での将来に向けたまちづくりを、住民や医療・介護の関係者と一緒になって考え実行する「モデルプロジェクト」を計画⇒「豊四季台地域高齢社会総合研究会」の発足(参加者:東大・柏市・都市機構)



パート5 在宅終末期ケア連携

死亡場所別、死亡者数の年次推移と将来推計



【資料】

※介護施設は老健、老人ホーム 36

病院死には病床が足りない 2030年団塊世代47万人の 「死に場所」が不足



富士の樹海林

地域で支える終末期ケア連携の仕組みが必要

2030年団塊世代47万人の「死に場所」が不足

在宅お看取りパスが必要

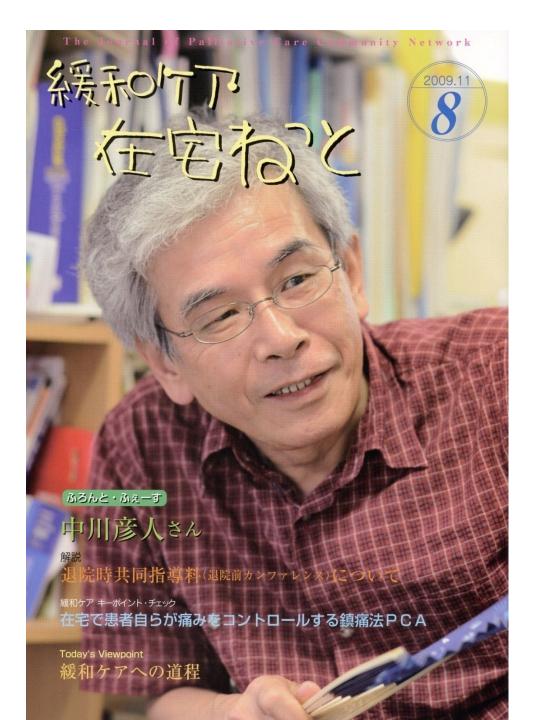
- ・ 在宅でのお看取り環境整備が必要
- 家族のお看取り経験が減っている
- 在宅でお看取りをするための患者家族用教育パス
- お看取りくん
 - 遠隔バイタルサインモニター
- ・170万人大死亡時代への準備

新川医療連携懇話会

- 終末期医療における地域連携クリテイカルパスの試み
 - 富山県新川(にいかわ)医療圏(魚津市、黒部市、入善町、朝日町)で、2005年より開業医が中心となって、在宅終末期医療や栄養管理などの検討のために「新川医療連携懇話会」を立ち上げた
 - ターミナルケアでは単独の医師による24時間管理体制では、医師の疲弊が激しいので、複数主治医制をとること
 - 在宅医師同士の連携ミスによる 医療事故の防止と回避、病院と の連携確保等のために



中川先生



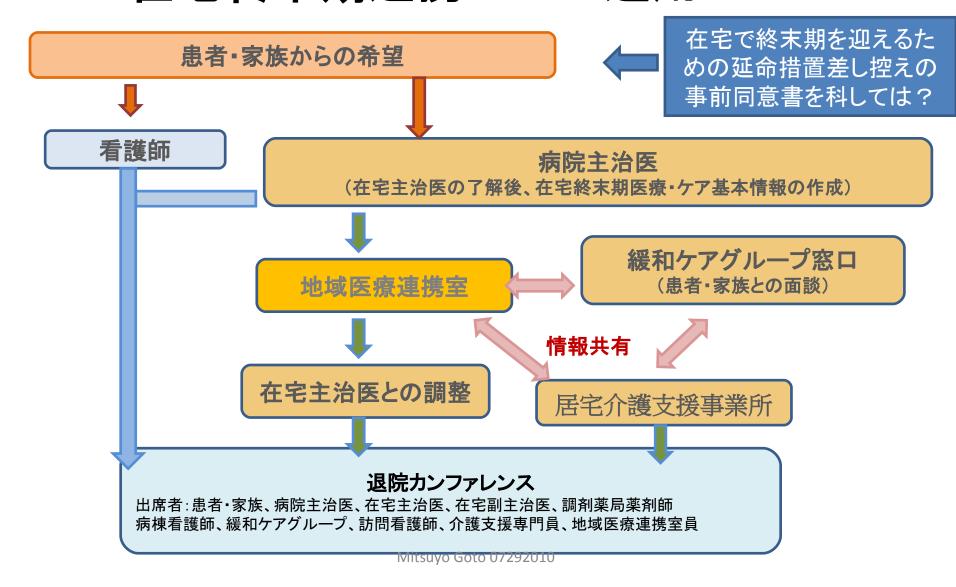
新川地域在宅終末期医療

氷見市

南砺市

- 新川圏域の概要
- ▶ 2市2町(魚津市、黒部市、入善町、朝日町)
- ▶ 人口約13万人
- 連携病院:4公的病院
 - ①富山労災病院、②黒部市民病院、③あさひ総合病院、
 - 4 富山県立病院
- 主な在宅対応医療機関 5病院、22診療所、29調剤薬局、6訪問看護事業所
- 連携パス導入の経緯等
- a. 在宅での終末期医療のニーズ増加
- b. かかりつけ医単独での医療限界
- c. 平成17年4月新川圏域8診療所からなる協議会設立
- d. 新川厚生センター・在宅医療部会を通じて在宅医療体制推進

病院入院中・退院前 在宅終末期連携パスの運用フロー

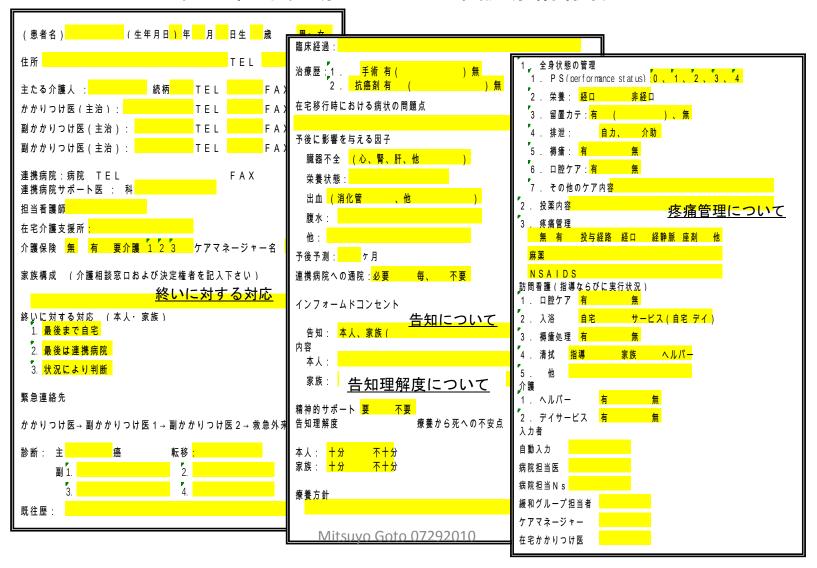


新川地域在宅終末期医療

- 運用基準・留意点
- 対象者:がん等で余命6カ月以内と想定される 患者
- → 在宅医の選択:患者家族の希望第1優先、往 診移動時間30分以内(原則)
- ▶診診連携(主治医・副主治医)による在宅主治 医の弊害防止
- > 病診連携における役割分担
- > 多職種チーム診療による介入
- ▶様式・書式の統一

様式の統一

在宅終末医療・ケア基本診療情報様式



様式の統一

在宅療養実施計画書様式

		医療機関	用			_			患者	・家族月	1		
		作成 F 様	日 年 歳 男	月 · 女	日				様		年 男 · 女		日
在宅介護人	:		続柄		_		在宅介護人:			続 柄			
かかりつけ	け医(主治医)	T E L		_		i絡先 下記の医師コ-	- ルの基準	にあてはま	 きるようになっ	た場合や、	その他、	状況が
副主治医 1 副主治医 2			T E L		_	悪	『化し連絡が必要	要と思われ	.る場合はヿ	▽記連絡先の1	に連絡し、	連絡が耳	収れない
~ 200 /1 3 120	ナポート医	TEL	_				}合や、その先生 1かかりつけ医						<u>:</u> さい。
ケアーマネ	ミージャー名		TEL				2 副主治医 1 3 副主治医 2			T E L			
訪問看護事	§業所名	TEL	担当				4 ○ ○ 病院 連携病院サポ						
訪問介護事	享業所名	TEL	担当				ケアーマネー	ジャー名		TEL			
薬局名アウトカム							訪問看護事業	所名	T E L	担当			
テ 疼	ンプレート 痛をできるフ	テンポレート使 列 だけ抑制する せない	·				訪問介護事業薬局名	所名		担当			
<u>医師コール</u> テキストで テ	の基準	テンプレート使 列 ごない					疼痛	由記載(プレートの をできるか を悪化させ	列 ごけ抑制す [、]	, i			
			ケアマネー: <u>氏名</u>			Gotto	テキストで自 072920 <i>〒</i> (2)	由記載(i)	ト使用可)			

かかりつけ医が入力

呼吸をしていない

様式の統一

在宅診療報告書様式 (連携カルテ)

				j	埭						様
	開始日		_		<u>4 w</u>			•		<u>8 w</u>	, IA
日付	開始日	1 W	2 W	3 W	4 W	日付	5W	6W	7W	8W	9W
項目	月日	月日	月日	月日	Я В		月日	月日	月日	月日	月日
問題点(特記事項	頁)					問題点(特記事	項)				
(一般状能)記載	我 者					(一般状能)記	載者				
P S						P S					
<u>栄養状態</u>						<u>栄養状態</u>					
精神状態						精神状態					
身体所見						身体所見					
			<u></u>								
(投蔥)記載者						(投蔥)記載者					
疼痛管理						疼 痛管理					
麻薬						麻薬					
NSAIDS						NSAIDS					
他						他					
補液						補液					
(検査)						(検査)					
(病状説明)						(病状説明)					
他						他					
(訪問看護)記載	4 +v		1	1		/ EL 00 E 2# \ 25	± + +				
<u>(訪問看護)記</u> 入事	五					<u>(訪問看護)記</u> 食事	載者				
14 沖						食事 排泄					
食事 排泄 清拭 入浴						<u>排泄</u> 清拭					
<u> </u>	-					海拉 入浴					
<u>本份</u> 精神面						<u>入日</u> 精神面					
他						他					
ing.						ing.					

				1		绿
	日件	0117	INW	<u> </u>	12.1	
夏田		₹ 92	月25日	1.6E	2 - 20 E	AH
問題点(特記	事項)	经D接收量		本BIVHIS	竞部L1~~~~	THATELEN
		冰 马		注入ナンス)
	,	74 7.			PM刁時	<u> </u>
(一般状態)	为数据	4	· · · · ·	[]		
25	Date B			4	A A	1
· 美数状態		4		0	4	1
有神状態		Foor 正安·安全		Poor E3.42	Poor	H
		11/2	<u> </u>	4 47	1到60万元	1
身体所見		胜水、浮胺	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	腹水浮腹	1600 314	-
	• • •		<u>-</u>		PRICE!	1
					子必至海	
				L	#300ml	
(投薬) 記数	in the	连围	上田	-		
冬痛管理				庆(3)		1
麻薬	`	THE TUSATOS	-	+NSAIDS		1
NSAIDS .		A+2242(5)[· · · · ·	オキシコンチングリ		1
他		DFY=>37/63		13キソコン3丁会ま		
		QE-77-1- 500R	COLC DULL THE F	02244 - 206	-	
補液			がかれて連	のアミノトソハブ 3 8501 オオケの州リルキ	f	
THE /DX.		ノボイバック	ノボンパンとのの単位	1570 1×1000 FE		\ /
	· -	Canto Kare	ヒューマリンドを単位	1571 1×1000 FE		
(+4-25-)		[LAHT-FE)	佐いけはートエリ	(ZVHJL fy)		\ \ /
(検査)		6年消下/	Carrier)	ナンプモへ		1 / /
				100m2/h /		1
					,	\
(病状説明)		9			. 1	l \/
			,			ı V
		NS上RR と IUIホーが発送		浮胜经人	BP118/12 P84	
他 .		THEY THEY		32-7212	17369	i /\
		医研究(现场で)	但为主	FORT 100/8	_ /\
/SE-0000 100 1			· · · · ·	9=30~10=30		
(訪問若護) 食事	記載者		上田	上田		
排泄			7K50 KM UP	駒、ビーを破	·	
清拭	· ·		操剂 3/2 4	四点ペピルブろらい		
入浴				(1501万)		
				Dane shift		
精神面			变:	建		- 1.
他			Ht 370 CKO	KT-26.6 P=72 R-16		
			あるがお焼せず			T.
			KT-373°C 7:80	工物的种种的角膜		
			BD=100/64 .	瘦用 845an		
			3742 - 98%	是那种用E7 古典研	9	
				新华山路村村	A ST	
(訪問介助)	記載者					
						1
	-			· · · ·		
	-					
				· · · · ·		
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(

\$1.78,000					様
34	13"	ZN	15.	2 :	:7W
頁目	5月41	· FICE	J 93 4	4775	. 4月 6日
周 [[] [] [] [] [] [] [] [] []		- 15 to 7 864	17 1 - Ha 010, 1	<	
		37.1EF 1	何で	+	117.447
		经内域和731	经付きけんとらい	,	和解
46.15.65.25.45.4					
(一般状態) 記載者		居田	<u> </u>		
PS		4	4		
栄養状態		Poor	5		
精神状態 身体所見		でででないと			
牙体所兄		HE SPECIAL		20前状3年で	
		神ション		市民福建等	
				入党.	
				/ / ·	
(投薬) 記載者	上田	蓬田	(—	
疼痛管理		1974			
麻薬					
NSAIDS					
他					
	①アミノトリバー号850元	,		主治医療图日	
補液 .	オツカHV主ノボヘハリンノロの単性	-	<u></u>	小児を内きまでけ	
	ヒューマリン尺14単位			の話で、赤麻を	•
	倒注ラシックスなん	←	+	力之言である中	
(検査)	(INHW-+A)	ソルタフトンちのよ	-	12012.	
	ボンア注入100~~~	(40ml/h)	(400lh)	4 (4) (4) (5)	
		気持から石港	八色日114月2日	20时丘左80岁	
(病状説明)		ませてほしいと場ち	A411# 1612	はでなっこれ	
		まり」	37373(4.8	レノ上ネでよろかなっ	
		市民在於外	经明	ETEL ST.	120A (7c.
他		再生れななか		方文多年である	
		江本		福堂へ直引い」と	
(訪問看護) 記載者	9:30~ 11:00				
食事					
	七川一松小量摄取		 	<u> </u>	
排泄 清拭	時之排气あり、			-	-
入浴	全清技				
精神面	19 400-1/4 便貯留41		and the second of		
他	意識いれたすび、日日	1	-		
15	安定 時、政権が KT-36.5℃ P-80.R-12		 	-	
	BD: 108/58 5PD: 98%	7/20		-	
	腹图 84.0元	-	-	-	
	下半身考度 体部 经			 	
	黄疸が、腰部発示				
(訪問介助) 記載者		/POCTOREL	Т		
	1			 	
	 		-	+	
			1		1
		 	-		-
	+	 	+	-	
		†	 		

出所:中川彦人



効率よく共同作業ができる



Office Groove 2007

マイクロソフト オフィス グルーヴ 2007



部長

君にプロジェクト リーダーを任せるか ら、社外スタッフと コミュニケーション をとってしっかり進 行してくれたまえ!





ガンバリます!

パートナー企業 伊藤さん 武藤さん 頑張ろう!

出所:中川彦人

マイクロソフトGroove

接続

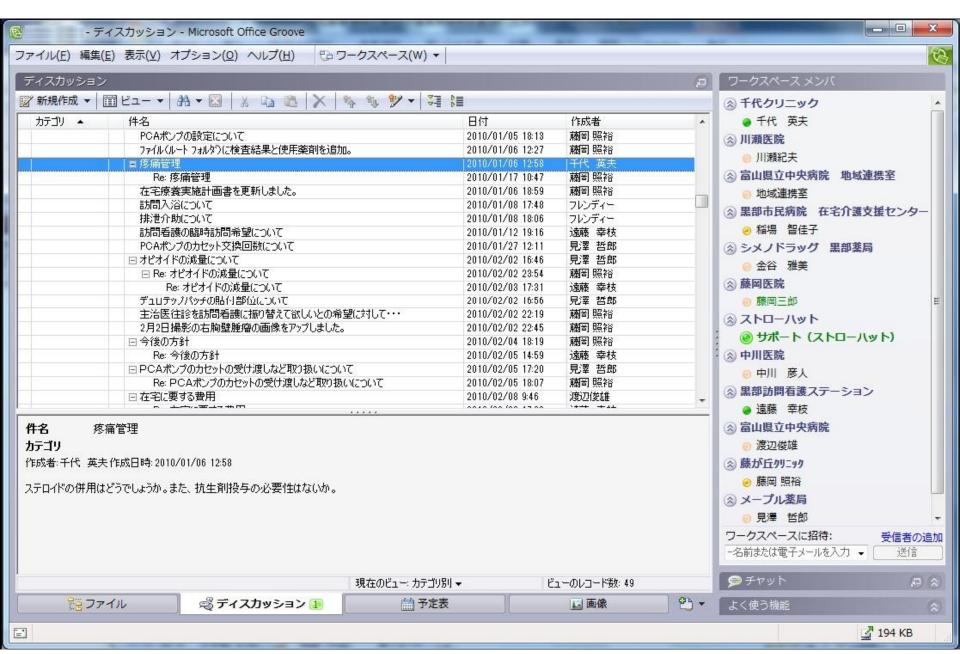
Office Groove 2007

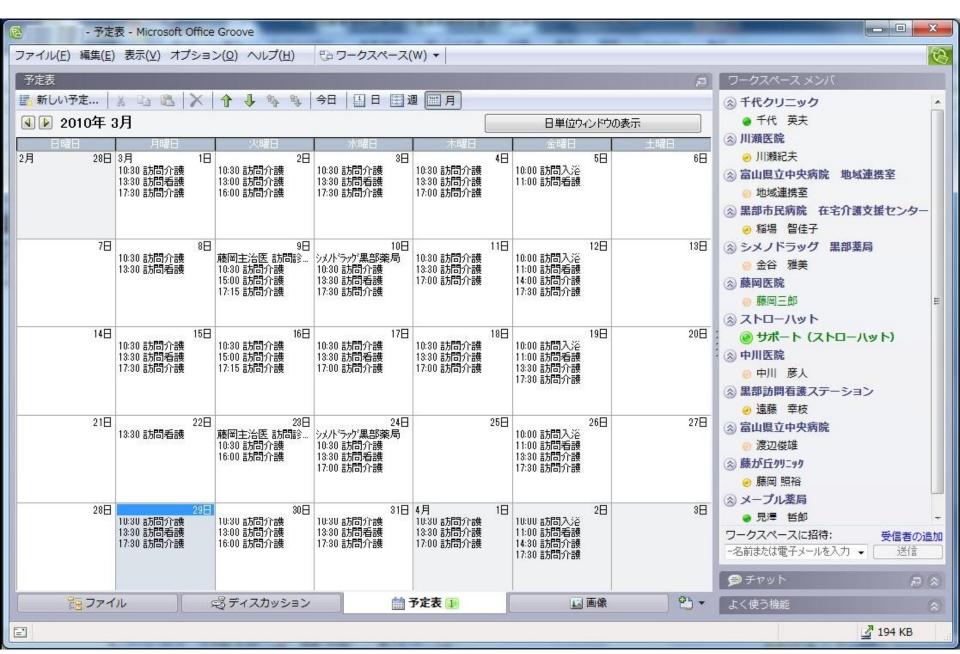


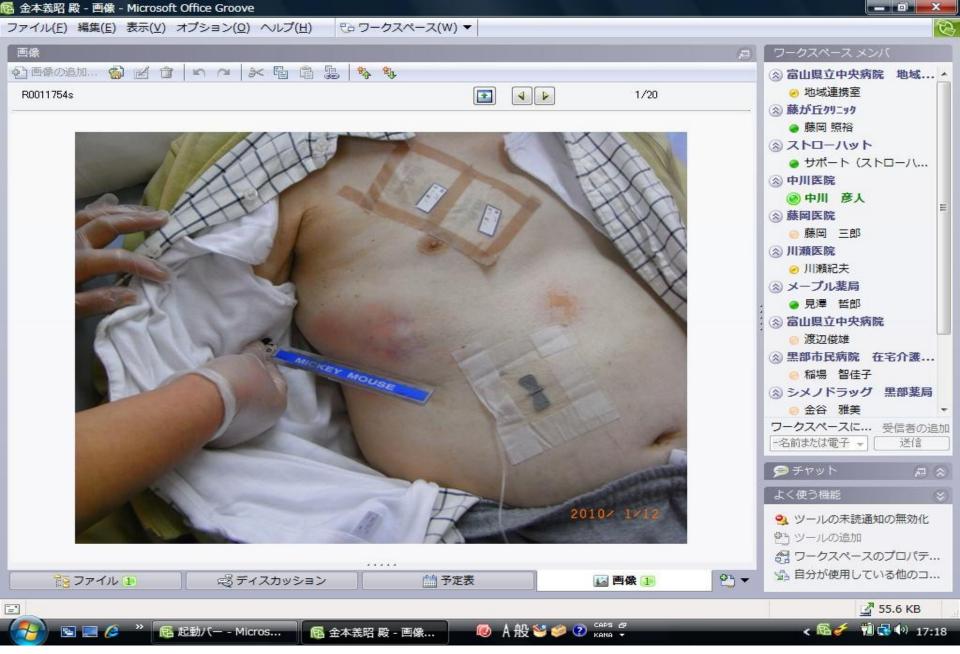
※ 今年バージョンアップしてSharePoint Workspace 2010に商品名変更

●パスのファイルをメンバーで共有して更新









出所:中川彦人

ICT化のメリット あんしん在宅ネットにいかわ

- 1. 患者さまの情報が迅速にかつ適確に 得られる。
- 2. 情報の種類が多く情報量も多い。
- 3.情報がきれいで読みやすい。
- 4. Faxなどの紙媒体に比べ管理しやすい
- 5. 自分が往診や訪問をしていない日で もリアルタイムの情報が得られる
- 6. 連携相手の状況や時間を気にせず情報伝達ができる。
- 7. 稀にしか対応しない副主治医でも適確に情報が得られる。
- 8. 訪問看護や訪問調剤薬局では、訪問前の準備がしやすい。
- 9. ディスカッション機能の利用で、疑問点の解決につながる。
- 10. チーム医療の最大の目的である多職種が同じ目的と意識を持って患者さまに向き合うことができる



あんしん在宅ネットにいかわ 患者さんが亡くなったあとの デスカンファレンスに発展

パート6 医療・介護の連携

医療介護連携士の育成

医療と介護のギャップ

- 医療側は在宅介護・福祉を理解していない
- 介護側は医療を理解していない
- 医療と介護・福祉は言葉も違う、文化も違う
 - 医療は国際疾病分類(ICD)
 - 介護福祉は国際生活機能分類(ICF)
- 医療と介護・福祉の情報ギャップ、コミュニケーションギャップを埋めるための相互理解と研修が必要
- 日本医療マネジメント学会「医療福祉連携 士」講習会

医療と介護福祉ではモデルが異なり情報も言語も異なる



や生活の質を重視

(「障害モデル・生活モデル」)

「疾病モデル」

を重視

医療福祉連携士

(日本医療マネジメント学会認定)

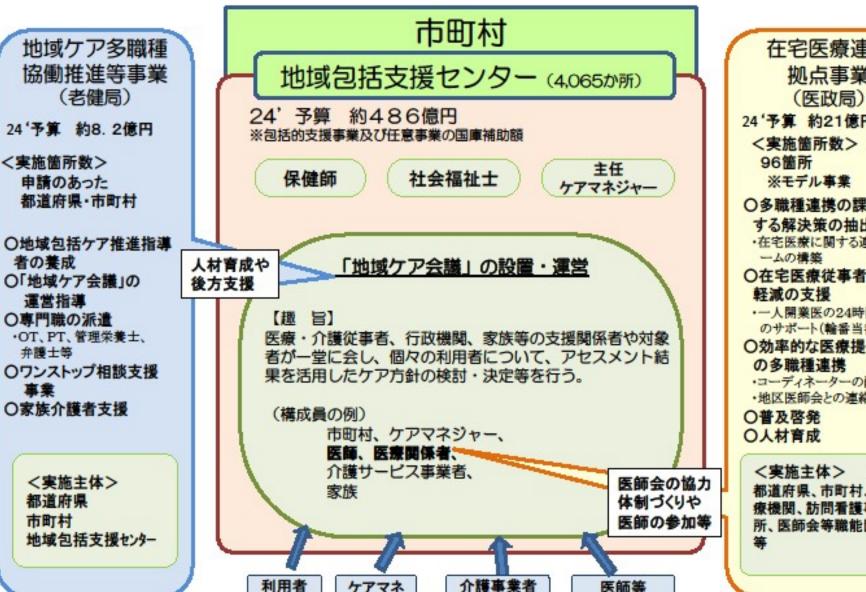
- 医療と介護福祉の両方を理解し、相互連携を図れる 人材
- 病院などの地域医療連携室の看護師や、地域の包括 支援センターのケアマネージャーで連携業務に従事 するスタッフを対象にした初めての学会認定制度
- 2010年から認定制度が開始され、現在、160名近く 学会認定「医療福祉連携士」が活躍している。
- 全国ではじめての医療と福祉の連携コーデイネーター 制度、スーパー連携士、スーパーケアマネをめざす制度



医療福祉連携士の活躍の場

地域包括支援センター 在宅医療連携拠点事業

地域包括ケア体制について (参考2) (平成24年度予算)



在宅医療連携 拠点事業

24 '予算 約21億円

- 〇多職種連携の課題に対 する解決策の抽出
- 在宅医療に関する連携スキ
- 〇在宅医療従事者の負担
- ・一人開業医の24時間体制 のサポート(輪番当番制)
- ○効率的な医療提供のため
 - コーディネーターの配置
 - 地区医師会との連絡調整

都道府県、市町村、医 療機関、訪問看護事業 所、医師会等職能団体

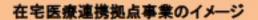
在宅医療連携拠点事業

市町村ごとに2000の連携拠点の設置をめざす

在宅医療連携拠点事業

■本事業の目的

- 〇高齢者の増加、価値観の多様化に伴い、病気を持ちつつも可能な限り住み慣れた場所で自分らしく過ごす「生活の 質」を重視する医療が求められている。
- 〇このため、在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と 介護が連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指す。



Part of the

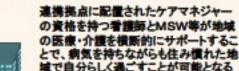
僧師共有・連接



医療的なサポート

在宅医療連携拠点

病院・在宅療養支援診療所・訪問看購ステーショ





情報共有・連接

24時間連携体制、 チーム医療提供、 入院のサポート

地域の在宅医療チーム









情報共有・連携

退院支援、入院のサポート

於復所医師、食科医師、幼問者講師、 薬剤師、介護士、ケアマネジャー等



事業終了

「多職種協働によ

る在宅チーム医療

を担う人材育成事

ダーとして参画

医療福祉從事者

及び住民に対する 蕃及 啓発を行う

業」に都道府県リー

・24時間体制やチーム医療体 側の実現方法や課題

事業報告書の作成

- 効率的な医療提供のためのア ウトリーチや活動内容
- 連携拠点を担う医療機関の医 師の役割や機能
- ITを利用した多職種間の情報 共有のあり方



データ収集・分析を通じて、 在宅医療連携拠点が地域に おいて必要な役割を果たす ための条件を見出していくこ とにつなげる

好事例の情報を広く関係 者に提供し、在宅医療の取 組みの全国的な向上を図る





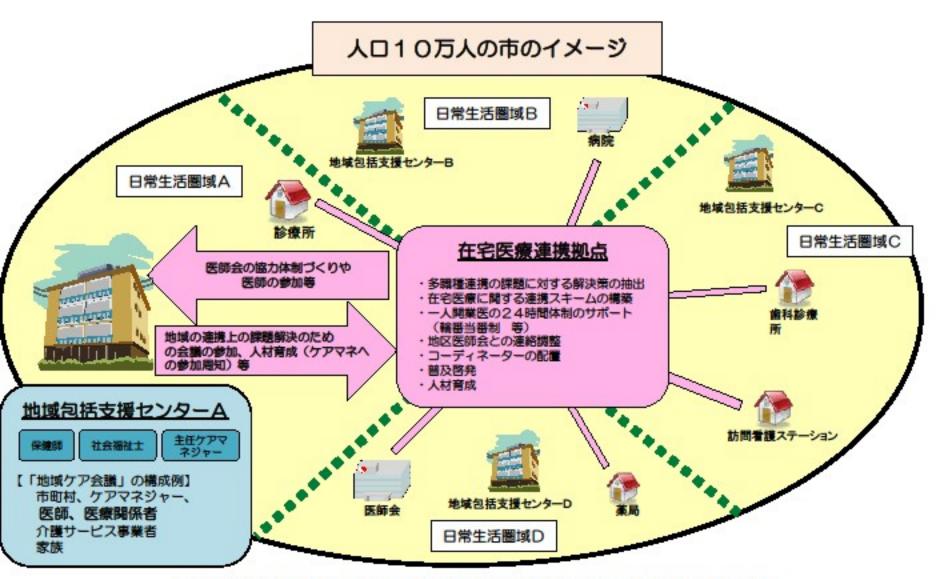
病院(急性期、亜急性期、回復期)

ター、保健セン

9一、老人福祉施設



(参考1) 地域包括ケア体制について(イメージ)



※ 地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点の連携は、地域の実情により柔軟に行う。

医療が変わるto2020

- 武藤正樹著
- 医学通信社 5月発売
- A5判 320頁、2400 円
- DPC/PDPS, 地域連携, P4P, 臨床指標, RBRVS, スキルミクス, etc
- 好評発売中

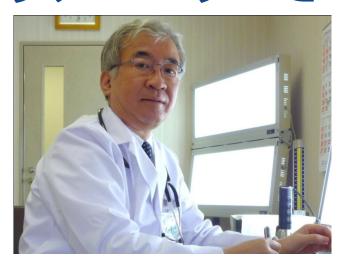




まとめと提言

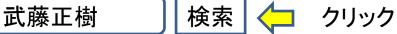
- ・社会保障と税の一体改革は2025年へ向けての医療と介護のグランドデザインへ
- ・診療報酬・介護報酬改定と医療計画が、一体改革の 推進エンジン
- 強化型在宅医療支援病院・診療所、在宅医療連携拠点事業に注目しよう
- ・地域包括ケアの新サービス、24時間定期巡回、複合型サービス、サービス付き高齢者住宅に注目しよう
- ・在宅終末期ケア連携ネットワークを構築しよう
- 医療と介護の連携に医療福祉連携士を活かそう

ご清聴ありがとうございました



国際医療福祉大学クリニックhttp://www.iuhw.ac.jp/clinic/ で月・木外来をしております。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイ トに公開しております。ご覧ください。



ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで

gt2m-mtu@asahi-net.or.jp